

間もなく松葉杖をつければ自由に歩けようになり、この  
遭難事件もひとまずけりがつき、先生は一安心した。

(この復終)

研究

## 佐伯城絵図解説二

享保二十年の佐伯城

会員 小野英治

江戸時代の諸大名は、居城の小修理といえども、その部度幕府に伺いを立て、許可を得てから修理に着手しなければならなかつた。

それにはなぜかといふと、元和元年へ(一六一五)の武家諸法度第六条に、次のよう記されているからである。『  
一、諸國の居城修補をすと雖も、必ず言上す可し。  
二、諸國の居城修補をすと雖も、必ず新儀の構営堅く停止せしむる事。  
三、城・百雉に過ぐるは國の審へたり。墨を塗くし、隍を浚くするは太乱の本なり。』

(原漢文)

もしこれに違反するとどうなるか。元和五年(一六一九)  
六月、福島正則の如く、安芸広島城の無断修理をその理由として、四十九万八千石から十分の一以下の、四万五千石へ減封といふ峻嚴な処置がとられていたから、諸大名はとつて迷惑を千渉でゐるが、この面倒を手續きをとらざるをえなかつた。

さて、諸大名が城郭の修理をする場合であるが、先ず

修理する理由を記した幕府老中宛の同文書に、添付圖として、全城の圖を描き、それに修理箇所を示すで記入하였다。

次に掲げた圖も以上の理由から、享保二十年(一七三五)製作された、豊後國佐伯城の修理箇所の控え圖(佐伯市山際・山中道夫氏藏)である。

この種の圖は佐伯に數種あるが、修理の都度幕府へ伺いを出していたことをよく物語つてゐる。

さて、この圖で注目すべきことは、他の佐伯城修理圖でも同様であるが、城郭全体が極めて圓素化され大略圓となつていることである。

なぜなら他の諸大名は、全城を正確に描いていたから奇異な感を受けるが、これほど佐伯城の場合、平山城であり、各郭の面積は城山全体に比して極めて小さくなるから、こそ全城を正確な平面圓にするとすれば、大変大きな圓面となり、この種の絵圓の性質上からも、一見してその箇所が読み取れる畧圖と云つたもろではないかと臆測している。

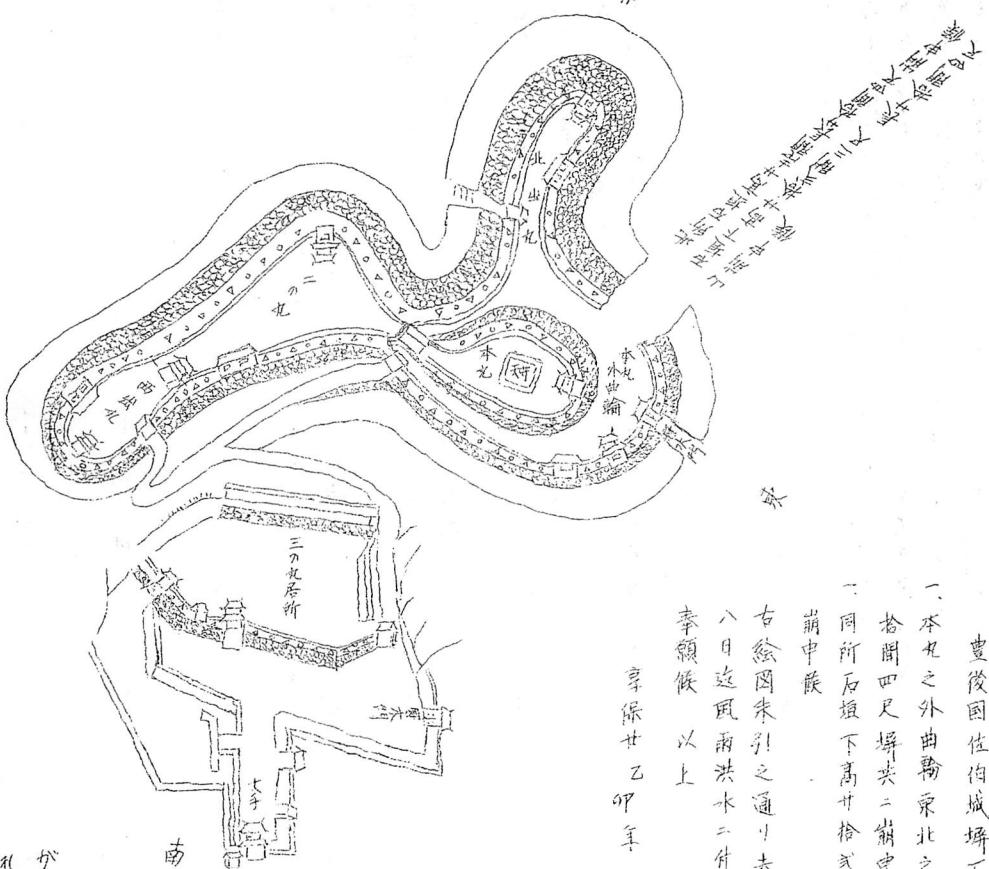
次に、圖中の文でもわかるように、本丸之外曲輪東北隅の石垣ノ櫓が、山崩れで崩壊しつゝで修理したい旨記してあるが、ほどよく許可書の左と見え、現在則所に立派な復旧された土牆石垣が見られる。幕府としては修理側に義務づけるのみで、別段補助金を出すわけでもなし、不許可によるよう交換場合はまづなかつたようである。

次に注目すべきことは、圓中下方に、大手櫓門が描かれていることである。宝永六年(一七〇九)の修理搜圖の『佐伯里譜(第十七号掲載)』に於てこの城門が描かれてなく、範囲も三ノ丸櫓門より内と文つてある。(参考づく)

佐伯市山際  
山中道夫氏藏

(原圖十法  
大正 83  
年 82)

最後に本図を見て、佐伯城の櫓及び堀が自選であつた  
が如く錯覚され易い者があるのではないかと思うが、こ  
れはよくまで略圖に過ぎないから、下見板張きも省略し  
て描いているのであるから、その点も注意していただき  
たい。



享保廿乙卯年 毛利周防守判

古絵圖朱引之通り去寶七月廿六日ヨリ同廿  
八日迄風雨洪水ニ伴崩申候 如今修補仕度  
幸願候以上

同所石垣下高升捨式間三尺長サ替聞也又山  
崩申候

豊後國佐伯城堀石垣下共ニ破損之絵圖  
本丸之外曲輪東北之間石垣高サ壹間ニ長サ  
塔間四尺擇矣ニ崩申候

\* この大手櫓門は享保九年(一七二四)冠木門である  
大手櫓門に改造しているから、当然これより前  
の圖(宝永圖)にはないものである。それが幕府の  
許可を得て改造したものであるから、享保九年以  
降の修理圖には、この大手櫓門を含めた一部を含  
めて記入するようになつたものではないかと推測  
していく。この大手門について及、元年(佐伯史  
談)第十九号に詳述しているので今日は省略する  
が、吉田・清田両家へ旧藩時代のお城大工頭に  
詳細な図面が所蔵されている。

（おわり）